

瀬戸市訓令第6号

本 庁  
公 所

瀬戸市自動車等管理規程（昭和40年瀬戸市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車等の区分及び用語の意義)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 課等 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する課及び公所（同規則第44条の2に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）に規定する消防課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する図書館、瀬戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員</p>	<p>(自動車等の区分及び用語の意義)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 課等 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する室、課及び公所（同規則第44条の2に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）に規定する消防課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する図書館、瀬戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審</p>

会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）に規定する議事課をいう。

査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）に規定する議事課をいう。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。